

## 教育委員会臨時会議事日程

平成30年5月28日（月）午前10時00分

### 1 会議録の承認

### 2 一般報告・その他報告事項

平成29年度 いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況について

平成31年度横浜市立高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項について

### 3 審議案件

教委第12号議案 横浜市国際学生会館指定管理者選定評価委員会委員の任命について

教委第13号議案 横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会委員の任命について

### 4 その他

平成30年5月28日

## 教育委員会臨時会 一般報告

### 1 市会関係

- 5/17 本会議（第1日）役員改選等
- 5/21 こども青少年・教育委員会（初委員会）
- 5/22 本会議（第2日）議案上程・質疑・付託
- 5/25 本会議（第3日）一般質問

### 2 市教委関係

#### (1) 主な会議等

- 5/16 第68回横浜市立中学校総合体育大会開会式

#### (2) 報告事項

- 平成29年度 いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況について
- 平成31年度横浜市立高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項について

### 3 その他

# 平成 29 年度 いじめ重大事態に関する再発防止策の取組状況について

教育委員会一般報告資料  
平成 30 年 5 月 28 日  
人権教育・児童生徒課

平成 29 年 3 月 31 日に公表した「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」（以下「再発防止策」）に掲げられている 8 項目 34 の取組（別紙）について、学校と教育委員会が連携して進めています。「学校の取組」、「教育委員会事務局の取組」、「再発防止にかかる方針や仕組みづくりへの取組」の 3 つの視点で 29 年度の取組状況を報告します。

## 1 学校の取組

いじめ防止対策推進法では、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広く捉えています。この定義を正しく理解し、学校での組織的な対応を徹底していくことが重要です。

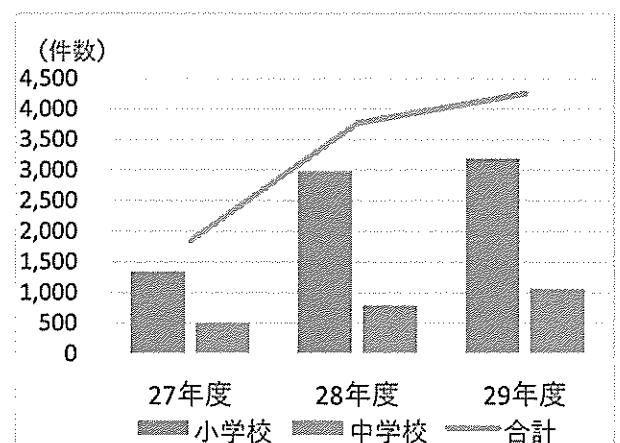
法の定義理解や児童生徒理解等の効果的な研修を通して、学校での組織的な対応が徹底されたことで、29 年度のいじめの認知件数は、前年度に比べ増加しました。いじめの早期発見に向け、さらに正確な認知に努めています。

また、認知した事案に対して、適切な支援・指導を行うことにより、早期解決につながるよう積極的に取り組んでいます。

【いじめの認知件数】（単位：件）

	27 年度	28 年度	29 年度	前年度比
小学校	1,343	2,985	3,196	211
中学校	509	791	1,062	271
計	1,852	3,776	4,258	482

※29 年度件数は暫定値



## ① 児童生徒理解・法の定義理解のための教職員研修の実施

（再発防止策：1-③、1-⑤、2-①、2-②、2-④、6-③、8-①）

各学校での組織対応の中心となる校長や児童支援・生徒指導専任教諭に対して、「『いじめ』根絶！横浜メソッド」を活用した児童生徒理解やいじめの定義理解の研修等を実施し、各学校での校内研修へつなげました。

また、福島県へ教職員を派遣し、震災後の学校や福島県の放射線教育について研修を実施し、学校において、研修での経験を生かした道徳の授業や学級活動、人権研修等を行いました。

さらに、「『いじめ』根絶！横浜メソッド増補版」として、記録の重要性や事案発生時の対応ポイント、学校教育事務所による支援等についてまとめました。30 年度は、増補版を活用した研修を実施していく予定です。

※「いじめ」根絶！横浜メソッド … 教師のためのいじめ防止・対応マニュアル

### 児童生徒理解・いじめの定義理解研修

- ・校長への研修（5月）弁護士による「いじめ」の定義理解
- ・児童支援・生徒指導専任教諭への研修（毎月実施）
- ・いじめの定義、組織体制・対応の流れ、教育相談体制、地域や関係機関との連携、ネットいじめの現状と対策、等

### 放射線・被災地理解研修

- ・福島県での教職員派遣研修（7月 77人）
- ・人権教育推進担当者への研修（9月「被災地の現状」）



## ② 「学校いじめ防止対策委員会」による組織対応の徹底

（再発防止策：1-④、2-③、2-⑤、2-⑦、3-①、3-②、8-③）

複数の教職員によって構成する「学校いじめ防止対策委員会」を、毎月 1 回以上開催することを徹底し、いじめの認知、対応方針の決定、進捗管理を行い、いじめの解決に組織的に対応しました。引き続き、いじめ防止対策委員会がより効果的に行われるよう、学校を支援していきます。

また、10 月に改定した横浜市いじめ防止基本方針を受け、全ての学校で「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行い、30 年 3 月までにホームページへ公表しました。改定した方針を全教職員で共有するとともに、児童生徒、保護者、地域等に周知し、連携・協働して取り組んでいきます。

### 【学校いじめ防止対策委員会の役割】

- ・いじめの認知（相談・報告の窓口）
  - ・事実確認、指導、支援等の対応方針の決定
  - ・認知している事案の進捗管理
  - ・学年、学級の様子や気になる児童の情報共有
  - ・未然防止のための環境づくり、取組の周知
  - ・早期発見のための取組
  - ・学校いじめ基本方針に基づく取組、見直し 等
- 定期開催（月 1 回以上）
- 臨時開催（新たな事案の発生時等）

【学校いじめ防止対策委員会の開催状況】（単位：校）

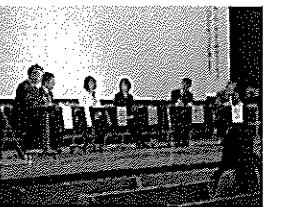
	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
月 1 回	259	79	2	9	11
月 2~3 回	70	33	0	0	1
週 1 回以上	10	34	0	0	0
計	339	146	2	9	12

## ③ 社会全体でいじめ防止に取り組む「いじめ防止市民フォーラム」の開催（12月 2 日）

（再発防止策：1-①、4-①、8-③）

「いじめの問題に向き合い、自分や他の人を大切にして関わり合う子ども社会をつくろう」をテーマに、いじめ防止啓発月間中の 12 月 2 日に「いじめ防止市民フォーラム」を開催しました。

小学生・中学生が「横浜子ども会議」の取組を生かし、それぞれ学校で行っているいじめ防止の取組について発表を行いました。また、パネルディスカッションでは、「いじめが起きた時、自分には何ができるのか」学校の取組から感じていること、自分がもししいじめにあったら、いじめの場にいたらどうするか、周囲にいる大人には何ができるのかを、小学生、中学生、保護者、教職員それぞれの視点から話し合いました。



### ● 山内小学校 「児童いじめ防止委員会の取組」

- ・子ども主体の「児童いじめ防止委員会」で、毎月情報交換を行いながら、取組を進めている。
- ・年 3 回は、保護者代表、主任児童委員、警察も参加し、一緒に考える。
- ・この取組により、いじめを注意できる友達も増え、いじめ防止の意識が上がっている。

### ● 横浜吉田中学校 「いじめ防止の取組」

- ・生徒会の発信により 4 か国語での「あいさつ運動」を実施（約 50% が外国籍等の生徒）
- ・校外での活動も広がり、警察署や商店街、南吉田小学校との連携にもつながった。
- ・学校が「居場所づくり」と「仲づくり」ができる場所でありたいと考え、取り組んでいる。

## 2 教育委員会事務局の取組

教育委員会事務局に29年度から「緊急対応チーム」を設置し、学校教育事務所と連携して、いじめの早期解決を図っています。また、学校がスクールソーシャルワーカーを積極的に活用することで、区役所等と連携したチームアプローチを進め、児童生徒への適切な支援につなげています。

### ① 学校教育事務所による保護者や学校への積極的支援

(再発防止策：5-①、5-③)

学校が認知したいじめ事案に対し、指導主事による学校訪問や課題解決支援チーム（スクールソーシャルワーカー・学校支援員含む。）の派遣など、学校の組織的対応を支援しています。また、電話、面接等により、保護者への支援を行い、いじめの早期解決を図っています。

#### 【いじめに関する検討・相談数】 29年度実績

カンファレンスでの検討	98件 (延340回)
保護者等からの電話相談	75件 (延361回)
学校への訪問対応	95件 (延531回)
保護者との面談	54件 (延339回)

#### 【学校担当指導主事による支援例】

「いじめられて苦しい」というメモを自宅で見付けた母親が学校教育事務所に相談。報告を受けた学校担当指導主事が母親に直接会い、親子共につらい思いをしていることを聞いた。

学校担当指導主事は学校に状況を伝え、学校と学校教育事務所が密に連携しつつ、学校によるクラス全児童へのアンケートと一人ひとりへの聞き取りを行った。学校は、確認できた事実をもとに、関係した児童への適切な指導を行い、解決に向かった。

### ② 学校では解決困難な事案に対する「緊急対応チーム」による支援

(再発防止策：5-②、5-④、6-①)

いじめの早期解決を図るため、29年度より、課長、係長、指導主事（学校教育事務所兼務4人）、社会福祉職で構成する「緊急対応チーム」を教育委員会事務局内に設置しました。

学校だけでは解決困難な事案に対し、学校教育事務所と連携し、学校訪問や専門家を活用した支援により、事態の深刻化を防ぎ、早期解決を図っています。

#### 【緊急対応チーム取扱件数】 29年度実績

取扱件数 (カンファレンス実施)	うち支援終了※1	学校訪問※2
85件	57件	70件 (延370回)

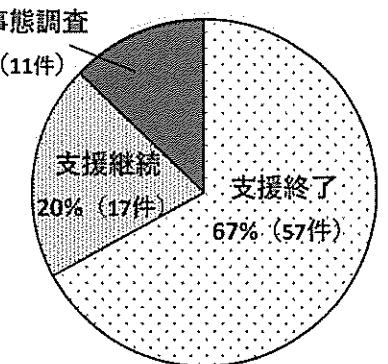
※1 緊急対応チームとしての支援が終了した案件

※2 学校訪問のうちSSW等の専門家同行35件 (延172回)

#### 【緊急対応チームによる支援例】

緊急対応チーム指導主事が、学校いじめ防止対策委員会に出席し、助言したことで、組織的な対応や関係機関との連携につながり、学校で適切な初期対応が行われた。また、緊急対応チーム会議でモニタリングを行い、一定期間いじめ行為がなかったことを確認し、いじめは解消した。

#### 【緊急対応チーム取扱件数(85件)の内訳】



### ③ スクールソーシャルワーカーを活用したチームアプローチの実施と相談窓口の設置

(再発防止策：4-①、4-②、4-③、4-④、1-②、3-③、8-②)

学校が区役所などの関係機関と連携して適切な支援や指導を行えるよう、社会福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）の積極的な活用を進めています。29年度は、教育委員会事務局に係長職のスーパーバイザー1人と学校教育事務所を兼務するチーフSSW4人を配置しました。

30年度は、チーフSSWに代わり正規職のSSW（統括）を各学校教育事務所に配置するとともに、新たに高校、特別支援学校担当のSSWを教育委員会事務局に配置することで支援体制を充実させます。

また、児童生徒と保護者の新たな学校外の相談窓口として29年5月に開設した「学校生活あんしんダイヤル」を通じて、SSWが直接いじめの相談に応じるほか、継続的な支援が必要な場合は学校教育事務所のSSWが引継ぎ、学校とともに解決を図っています。30年度は開設時間を延長して対応します。

#### 【SSWによる対応例】

クラス内で発生したいじめは解消されたが、精神的な不調を訴え、不登校となる。学校が様々な支援を行うも好転しないため、保護者の不満は学校への不信感となっていました。学校の要請を受けたSSWは、専任教諭らと児童、保護者を入れたケース会議を開催。児童が安心できる環境づくりについて協議、検討したこと、児童はいつでもSOSを発信できることを知り、学校生活に対する不安感が薄まり、登校を再開した。

#### 【SSWの支援対象人数】 29年度実績（単位：人）

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
373	146	17	14	550

※28年度：392人

#### 【SSWのいじめへの対応状況】

28年度：28件（うち状況改善23件、進学・転出等5件）

29年度：54件（うち状況改善35件、継続支援中14件  
進学・転出等5件）

#### 【あんしんダイヤル相談件数】 29年度実績（単位：件）

いじめ	不登校	学校との関係	養育	その他	計
54	42	56	10	20	182

#### 【あんしんダイヤル対応状況】 29年度実績（単位：件）

傾聴・情報提供のみで終了	学校教育事務所SSWが対応	その他
103 (56.6%)	72 (39.6%)	7 (3.8%)

## 3 再発防止にかかる方針や仕組みづくりへの取組

### ① 再発防止策等を踏まえた「横浜市いじめ防止基本方針」の周知徹底

(再発防止策：6-②)

10月に改定した「横浜市いじめ防止基本方針」について、今後も、様々な機会を通じ、地域や学校現場等へ広く周知し、いじめ防止の取組を徹底していきます。

### ② いじめ重大事態の調査結果「公表ガイドライン」の運用等

(再発防止策：6-④、7-①、7-②)

調査結果の公表について、関係当事者への影響を配慮しつつ、再発防止につなげられるよう、いじめ問題専門委員会の答申に基づき12月に策定した「公表ガイドライン」を運用していきます。

なお、これまでに重大事態調査案件は16件発生していますが、このうち29年度に2件、30年度に入り1件について、本ガイドラインに基づき調査結果を公表しています。

また、29年6月に「いじめ問題専門委員会」の委員を4人増員し、体制強化を図りました。

### ③ 情報共有や引継ぎのための仕組みづくり

(再発防止策：2-⑥、2-⑦、5-③、5-⑤、5-⑥)

教育委員会事務局における相談記録の情報を共有するシステムの導入に着手しました。31年度以降の本格実施を目指し、制度設計を行います。学校では、研修等を通じて記録の徹底を図るとともに、児童生徒の個人情報として慎重に対応することの重要性を共有します。

### ④ 小学校高学年における一部教科分担制の推進

(再発防止策：1-④)

小学校高学年における児童の資質・能力を着実に育み、きめ細やかな指導を行うとともに、複数の教職員で児童一人ひとりを見守る体制づくりができるように、一部教科分担制の導入による学年経営力強化の事業計画を策定しました。30年度は8校で試行導入し、実施についての効果検証を行います。

## いじめ重大事態に関する再発防止策

再発防止策	
<b>1 児童理解</b>	①児童生徒一人ひとりが受け入れられていると実感できる受容的な学級づくり ②児童生徒がSOSを発信しやすい仕組みづくり ③児童生徒一人ひとりの心理や特性を見出す児童生徒理解の促進 ④児童一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備 ⑤発達の段階に応じた児童生徒指導の徹底
<b>2 校内児童生徒支援体制</b>	①放射線等に関する教育や被災地理解を進める教育の推進 ②道徳教育、人権教育の充実 ③課題解決に向けた組織的な対応力の向上 ④児童支援専任教諭の体制強化と育成 ⑤校長のマネジメント力強化と、児童支援・生徒指導専任教諭等の課題解決能力の向上 ⑥学校内での組織的な情報共有・引き継ぎの徹底 ⑦「教育を受ける権利」を補償するための支援の確実な実施
<b>3 保護者との関係構築</b>	①保護者との日常的なコミュニケーションを図る学校体制づくり ②保護者からの相談への組織的な対応 ③学校外の相談窓口の効果的活用
<b>4 関係機関との連携</b>	①関係機関（多機関）との連携強化 ②スクールソーシャルワーカーの体制強化 ③スクールソーシャルワーカーの人材育成 ④チームアプローチ体制の整備
<b>5 教育委員会事務局の児童生徒支援体制のあり方</b>	①学校教育事務所による積極的支援 ②緊急対応チームによる支援 ③ケースカンファレンス等による組織的判断の確実な実施 ④迅速な専門家の派遣 ⑤専門相談との情報共有 ⑥いじめ事案の継続的な状況確認
<b>6 いじめ調査方法のあり方</b>	①学校・学校教育事務所・教育委員会事務局の連携による重大事態調査の判断 ②「横浜市いじめ防止基本方針」の改正を踏まえた再発防止策の推進 ③研修・説明会による制度周知や事例検討による法の確実な運用 ④早期解決に向けた調査体制の拡充
<b>7 調査結果の公表のあり方</b>	①調査結果公表における個人情報保護関係法令の遵守 ②調査結果公表ガイドラインの作成
<b>8 いじめの定義の理解</b>	①より効果的な研修の工夫 ②いじめの申し立て窓口の設置 ③保護者や地域に向けた学校の取り組みの発信

## 平成31年度横浜市立高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項について

### 1 募集定員、志願等

	横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校	南高等学校附属中学校
募集定員	80名（男女 各40名）	160名（男女 おおむね各80名）
志願資格	小学校等を卒業見込み又は修了見込みの者で、保護者とともに横浜市内に住所を有する者とする。（教育長より入学志願資格承認を得た者を含む。）	小学校等を卒業見込み又は修了見込みの者で、保護者とともに神奈川県内に住所を有する者とする。（教育長より入学志願資格承認を得た者を含む。）
通学区域 (学区)	横浜市内全域	横浜市内全域 学区外の合格者は、募集定員の30パーセントの範囲内とする。

### 2 日程等について

志願受付期間	適性検査	合格発表
平成31年1月9日（水）から 1月11日（金）まで	平成31年2月3日（日）	平成31年2月10日（日）

### 3 横浜市立高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項の募集及び決定に関する要項の公表について

5月28日（月）に記者発表及び高校教育課のホームページにて公表

### 4 適性検査について

種類	時間	横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校	南高等学校附属中学校
適性検査 I	45 分	文章・図・表やデータなど与えられた資料を的確に読み解き、課題をとらえて適切に表現する力をみる。	
適性検査 II	45 分	与えられた情報を科学的・数理的にとらえ、分析力や思考力、判断力などを生かして課題を解決する力をみる。	自然科学的な問題や数理的な問題を分析し考察する力や、解決に向けて思考・判断し的確に表現する力をみる。

### 5 平成31年度横浜市立高等学校附属中学校 学校説明会について

学校名	日程	回数	会場
横浜サイエンスフロンティア高等学校 附属中学校	平成30年7月28日(土)	各日	学校 ホール
	平成30年7月29日(日)		
南高等学校附属中学校	平成30年7月26日(木)	各日 2回	南公会堂 ホール
	平成30年7月28日(土)		

**平成 31 年度**

**横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の  
入学者の募集及び決定に関する要項**

**平成 30 年5月**

**横浜市教育委員会**

## 目次

平成 31 年度横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の 入学者の募集及び決定に関する日程	2
平成 31 年度横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の 入学者の募集及び決定に関する要項	3
1 募集定員、志願等	3
(1) 募集定員	
(2) 志願資格	
(3) 通学区域	
(4) 志願手続	
(5) 受検票の郵送	
2 検査の方法等	4
(1) 検査	
(2) 検査日時等	
(3) 海外からの移住者等を保護者とする受検者についての受検方法等の取扱い	
(4) 障害等のある受検者についての受検方法の取扱い	
(5) 資料が整わない受検者についての取扱い	
(6) 合格者の決定及び合格発表期日	
(7) 繰上げ合格	
3 教育長の承認	5
(1) 教育長の承認（入学志願資格）を必要とする者	
(2) 教育長の承認（入学志願資格）を必要とする者の手続	
(3) 承認申請期間、受付時間及び提出先	
(4) 承認書・通知書の交付	
4 入学手続等	6
(1) 入学許可	
(2) 入学許可の取消し	
(3) 入学手続	
(4) 入学手続未了者の入学の許可の取消し	
(5) 入学辞退の手続	
(6) 繰上げ合格者の入学手続	
5 その他	6
(1) 志願取消の手続	
(2) 志願状況等の問合せ対応	
(3) その他	
〈様式等〉	7

平成31年度横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の入学者の募集  
及び決定に関する日程

平成30年12月		平成31年1月		平成31年2月	
31	土		1	火	元旦
1	日		2	水	
3	月	志願資格承認 申請期間	3	木	
4	火		4	金	志願資格承認書交付
5	水		5	土	
6	木		6	日	
7	金		7	月	
8	土		8	火	
9	日		9	水	志願受付期間
10	月		10	木	
11	火		11	金	
12	水		12	土	
13	木		13	日	
14	金		14	月	成人の日
15	土		15	火	
16	日		16	水	
17	月		17	木	受検票交付期間
18	火		18	金	
19	水		19	土	
20	木		20	日	
21	金		21	月	
22	土		22	火	
23	日	天皇誕生日	23	水	
24	月	振替休日	24	木	
25	火		25	金	
26	水		26	土	
27	木		27	日	
28	金		28	月	
29	土		29	火	
30	日		30	水	
31	月		31	木	

## 平成 31 年度横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の 入学者の募集及び決定に関する要項

平成 31 年度横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定は、次のとおりとする。

### 1 募集定員、志願等

#### (1) 募集定員

横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校 80 名（男女 各 40 名）

#### (2) 志願資格

横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校（以下「附属中学校」という。）に入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、次のアからウのいずれかに該当する者であって、かつ、志願者本人及びその保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）が横浜市内に住所を有する者とする。

ただし、後記 3(1) に定める横浜市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、横浜市内に住所を有する者とみなす。

ア 小学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校の前期課程（以下「小学校等」という。）

を平成 31 年 3 月 31 日までに卒業する見込み又は修了する見込みの者

イ 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を平成 31 年 3 月 31 日までに修了する見込みの者

ウ 外国において、学校教育における 6 年の課程を平成 31 年 3 月 31 日までに修了する見込みの者

#### (3) 通学区域

通学区域（以下「学区」という。）は、横浜市内全域とする。

#### (4) 志願手続

ア 他の公立の中等教育学校又は併設型の中高一貫教育校の中学校に志願した者又は志願予定者の志願は認めない。

イ 志願者は、「入学願書（第 1 号様式）」及び「調査書（第 2 号様式）」を、受検票返送用封筒とともに所定の封筒に入れて、附属中学校的校長（以下「附属中学校長」という。）に簡易書留により郵送しなければならない。なお、一度郵送された出願書類等は、いかなる事情があつても返還しない。

ウ 志願者は、横浜市教育委員会が別に定める入学選考手数料を、市が指定する金融機関において事前に納付し、その収入済証明書を入学願書に貼付する。なお、一度納入された入学選考手数料は、いかなる事情があつても返還しない。

エ 入学志願資格について、教育長の承認を受けた場合、志願の際には「入学志願資格承認書（第 4 号様式）」を入学願書と併せて郵送しなければならない。

オ 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者（以下「海外からの移住者等」という。）を保護者とする志願者（前記(2)に該当する者であって、かつ、原則として、平成 31 年 2 月 1 日現在で移住後又は引き揚げ後 3 年以内の者）のうち受検方法等について教育長の承認を受けようとする者は、「海外からの移住者等を保護者とする志願者の受検方法等申請書（第 5 号様式）」を入学願書と併せて郵送しなければならない。

カ 障害等のある志願者のうち、受検方法等について教育長の承認を受けようとする者は、「受検方法等申請書（第 6 号様式）」を入学願書と併せて郵送しなければならない。

キ 受付期間は、平成 31 年 1 月 9 日（水） から 1 月 11 日（金） までとする。（当該期間内の消印有効。）

#### (5) 受検票の郵送

ア 附属中学校長は、郵送された入学願書等の内容を速やかに審査し、所要の事項を記入したうえで、受検票の受付確認印欄に押印し、簡易書留により志願者に受検票を郵送する。

イ 受検票は、平成 31 年 1 月 23 日（水） までに到着するよう志願者に郵送する。

### 2 検査の方法等

#### (1) 検査

附属中学校長は、適性検査を行う。

## (2) 検査日時等

適性検査は、平成31年2月3日（日）に行う。検査会場は、附属中学校とする。ただし、志願者数により会場を追加・変更する場合がある。また、内容及び時間は、次のとおりとする。なお、志願者に郵送する受検票に、検査会場及び集合時間を明記する。

内 容	時 間	所要時間
集 合	8：35	—
検査についての注意	8：40～8：50	10分
適 性 検 査 I	9：00～9：45	45分
適 性 検 査 II	10：15～11：00	45分
連 絡	11：05～11：10	5分

\*適性検査I：文章・図・表やデータなど与えられた資料を的確に読み解き、課題をとらえて適切に表現する力をみる。

適性検査II：与えられた情報を科学的・数理的にとらえ、分析力や思考力、判断力などを生かして課題を解決する力をみる。

## (3) 海外からの移住者等を保護者とする受検者についての受検方法等の取扱い

海外からの移住者等を保護者とする受検者の検査の実施は、通常の受検者と同一の方法とする。ただし、「海外からの移住者等を保護者とする志願者の受検方法等申請書（第5号様式）」を提出した者のうち、教育長が通常の方法では受検が困難と認める者については、適切な取扱いを講じるものとする。

## (4) 障害等のある受検者についての受検方法の取扱い

障害等のある受検者の検査の実施は、通常の受検者と同一の取扱いとする。ただし、「受検方法等申請書（第6号様式）」を提出した者のうち、教育長が通常の方法では受検が困難と認める者については、適切な取扱いを講じるものとする。

## (5) 資料が整わない受検者についての取扱い

資料が整わない受検者については、適性検査や、参考にできる資料を活用し、適正に選考するものとする。

## (6) 合格者の決定及び合格発表期日

### ア 合格者の決定

附属中学校長は、適性検査の結果及び志願者が提出した「調査書（第2号様式）」による総合的選考を行い、選考結果が上位の者から男女各40名を合格者として決定する。

### イ 合格発表期日

附属中学校長は、平成31年2月10日（日）午前10時に、合格者の受検番号を校内に掲示するとともに、同校が管理するホームページに掲載する。

### ウ 合格通知書

附属中学校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。

## (7) 線上げ合格

ア 附属中学校長は、合格者の発表後平成31年2月21日（木）午後3時までの間に、後記4(4)及び(5)等の事由により募集定員に欠員が生じた場合は、当初の合格者に加えて合格者を決定する。（以下、「線上げ合格者」という。）

イ 線上げ合格者については、前記(6)アによる選考結果の当初の合格者の次の順位の者から順にあらかじめ定める者の中から、本人の意思を確認した上で決定する。

### 3 教育長の承認

前記1(4)エに定める教育長の承認を必要とする者及び手続については、次のとおりとする。

#### (1) 教育長の承認（入学志願資格）を必要とする者

- ア 横浜市外から横浜市内に転居予定の者（志願者及び保護者が平成31年4月1日までに横浜市内に居住する予定の者）  
イ その他、特別な事情があると教育長が認める者

#### (2) 教育長の承認（入学志願資格）を必要とする者の手続

前記(1)に該当する者は、「入学志願資格承認申請書（第3号様式）」に、次に掲げる書類を提示又は添付し、教育長に申請しなければならない。なお、郵送による申請は認めない。

ア 前記(1)アに該当する者

- (ア) 転居予定先の住所を確認できる次のaからeまでのいずれかの書類又はその写し  
a 家屋の登記簿謄本または、登記事項証明書  
b 建築確認済証、建築確認申請台帳記載証明書、入居決定通知書、売買契約書のいずれか  
c 公団住宅、公舎、社宅へ入居する場合は、その管理者の証明書  
d 家主との契約書（契約予定を含む。）  
e その他、転居の事実を証明できるもの  
(イ) 転居取りやめの時には入学を辞退する旨の「念書（第7号様式）」  
(ウ) 前記(ア)の書類の所有名義人又は賃借名義人が志願者の保護者でない場合は、いずれかの名義人による「同居同意書（第8号様式）」
- イ 前記(1)イに該当する者  
その事実を証明できるもの

#### (3) 承認申請期間、受付時間及び提出先

承認申請期間	受付時間	提出先
平成30年12月3日（月）から 12月14日（金）まで (土曜日、日曜日を除く。)	午前9時から正午まで 及び 午後1時から午後4時まで	横浜市教育委員会事務局 指導部高校教育課 (関内駅前第一ビル5階) 横浜市中区真砂町2-12 Tel 045-671-3743

\*なお、教育長は必要があると認める場合、承認申請期間以降であっても、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除き、平成31年1月11日（金）の午前中までは、承認申請を受け付ける。

#### (4) 承認書の交付

教育長は、申請の事由が適当であると認めた者に対して、「入学志願資格承認書（第4号様式）」を交付する。

#### 4 入学手続等

##### (1) 入学許可

入学の許可は、合格者に附属中学校長が合格通知書を交付することによって行う。

##### (2) 入学許可の取消し

附属中学校長は、志願又は入学者決定のための適性検査等の際に不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとする。また、入学許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

##### (3) 入学手続

合格者は、平成31年2月10日（日）午前10時から午後5時まで及び2月11日（月・祝）午前9時から午後3時までに、別に定める誓約書を附属中学校長に提出しなければならない。

##### (4) 入学手続未了者の入学の許可の取消し

附属中学校長は、前記(3)の手続を行わなかった者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

##### (5) 入学辞退の手続

合格者が合格発表後に入学を辞退する場合は、「入学辞退届（第9号様式）」を、速やかに附属中学校長へ提出しなければならない。

##### (6) 線上げ合格者の入学手続

線上げ合格者は合格通知書受領後、速やかに前記(3)に定める入学手続を行う。

#### 5 その他

##### (1) 志願取消の手続

志願者が合格発表前に志願を取り消す場合は、「志願取消届（第10号様式）」を速やかに附属中学校長に提出しなければならない。

##### (2) 志願状況等の問合せ対応

附属中学校長は、この要項において定める場合のほか、志願者数、合格者名等の入学者の募集及び決定に関する問合せには一切応じないものとする。

##### (3) その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

受検番号	※
------	---

**平成31年度 入学願書**  
**(横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校)**

横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校長

高校に入学を志願します。

平成31年1月 日

フリガナ	性別
氏名	
生年月日	平成 年 月 日

現住所(転居予定の場合、転居先住所を合わせて記入すること)

志願者

連絡先 電話番号	(土・日・祝日も含めて必ず連絡が取れる番号を記入すること。複数記入可)	
在籍学校名	立	学校
氏名		
保護者	現住所(志願者と保護者の現住所が同じ場合は、「志願者と同じ」と記入すること)	

&lt;記入上の注意&gt;

- 1 ※印欄には記入しないこと。
- 2 貼付する写真は、入学願書と受検票に同じものを使用すること。  
写真裏面に志願者の氏名と在籍学校名を記入し、全面にのり付けをすること。
- 3 性別の欄は、男女いずれかの字句を記入すること。
- 4 指定の納付書で入学選考手数料を納付し、収入済證明書を願書の裏面貼付欄にしっかりとのり付けをすること。

受検番号	※
------	---

**平成31年度 受検受票****(横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校)**

写真

正面上半身脱帽  
縦4cm・横3cm  
撮影前3か月以内に  
撮影したもの  
白黒・カラーいずれも可

※受付確認印

志願者 氏名	性別
在籍 学校名	立
検査会場	※
集合時間	平成31年2月3日(日) 8時35分
適性検査	
持ち物	受検票 筆記用具

(入學選考手數料收入済証明書 貼付欄)

受検番号	※
------	---

## 調査書

志願先	横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校
-----	----------------------------

(注)

- ① 「各教科の学習の記録」の「第5学年」の欄へは、「児童指導要録」の各教科の評定を、「3・2・1」の3段階で記入する。
- ② 「各教科の学習の記録」の「第6学年」の欄へは、第6学年の4月から12月までを対象とした評価を行い、各教科の評定を、「3・2・1」の3段階で記入する。
- ③ 入学等の欄は、現在籍校に入学または転編入学した年月等を記載し、入学・転入学・編入学のいずれかを○で囲む。
- ④ 誤記訂正の場合は、訂正箇所に記載者の印を押し、訂正する。
- ⑤ ※の欄には記入しない。

学籍の記録	フリガナ		性別	
	児童氏名			
	生年月日	平成 年 月 日		
	現住所			
	入学等	平成 年 月 入学 第 学年 転入学 第 学年 編入学		
	卒業	平成 年 月 卒業(修了)見込		

各教科の学習の記録									
学年	教科	国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作	家庭	体育
第5学年									
第6学年									

記載者氏名

㊞

上記記載事項に相違ありません。

また、当該児童が他の公立の中等教育学校または併設型の中高一貫教育校の中学校に志願しないことを証明します。

平成 年 月 日  
学校住所 〒

学校名

校長氏名

印

入学志願資格受付番号

※

## 入学志願資格承認申請書

(横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校)

平成 年 月 日

横浜市教育委員会教育長

志願者氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

次の事情により、横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校への志願について、入学志願資格承認申請をします。

## 1 志願者及び保護者の氏名・現住所(転居予定先)等

志願者	氏名	現住所
	生年月日 平成 年 月 日	転居予定住所(予定期日 平成 年 月 日)
保護者	父 氏名	現住所
		転居予定住所(予定期日 平成 年 月 日)
	母 氏名	現住所
		転居予定住所(予定期日 平成 年 月 日)
	現住所	
	転居予定住所(予定期日 平成 年 月 日)	

2 在籍学校名 立 学校

3 申請に関する事由(具体的に記入すること。欄が足りない場合は別紙添付可。)

## ※[学校長の副申欄]

本校在籍の志願者 \_\_\_\_\_ の横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校への志願について、上記の記載事項に相違ありません。また、当該児童が他の公立の中等教育学校又は併設型の中高一貫教育校の中学校に志願しないことを証明します。(特別な事情がある場合には以下に具体的に記入してください。欄が足りない場合は別紙添付可。)  
(記入欄)

平成 年 月 日

 学校名  
 校長氏名  
 所在地  
 電話番号

印

※ 提示又は 添付書類	1 住所が確認できる書類又は転居に関する証明書等 3 同居同意書(第8号様式)	2 念書(第7号様式) 4 その他( )
----------------	--	-------------------------

(注1) この申請書は、横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校へ志願しようとする者で、かつ教育長の承認(入学志願資格)を必要とする者が提出すること。

(注2) ※印の欄には記入しない。

**入学志願資格承認書**  
(横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校)

平成 年 月 日

様

横浜市教育委員会教育長 印

平成 31 年度横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の志願資格について承認します。

(注)この承認書を、入学願書を郵送する際に同封すること。

海外からの移住者等を保護者とする志願者の受検方法等申請書

(横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校)

平成 年 月 日

横浜市教育委員会教育長

志願者氏名

保護者氏名

住所

横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項の  
1(4)に規定する志願者の受検方法等について次のとおり申請します。

1 帰国（入国）後の状況（具体的に記入してください。）

帰国（入国）年月日	平成 年 月 日	帰国（入国）前の国名	
帰国（入国）後の編入学校名			
帰国（入国）後の編入学年			

2 適性検査の実施にあたり配慮してほしい事項（箇条書きで記入してください。）

3 申請理由（具体的に記入してください。）

4 学校長の所見

上記の受検上の方法等が必要であると考えます。

（申請内容について追加することがあれば記入してください。）

平成 年 月 日

学校名

校長氏名

所在地

電話番号

印

受検方法等申請書

(横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校)

平成 年 月 日

横浜市教育委員会教育長

志願者氏名

保護者氏名

住所

横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項の1(4)に規定する志願者の受検方法等について次のとおり申請します。

1 適性検査の実施にあたり配慮してほしい事項（箇条書きで記入してください。）

2 申請理由（具体的に記入してください。）

車椅子使用の有無（該当する方に○印をつけてください。）

有 無

3 学校長の所見

上記の受検上の方法等が必要であると考えます。

（申請内容について追加することがあれば記入してください。）

平成 年 月 日

学校名

校長氏名

所在地

電話番号

印

### 念　書

(横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校)

平成　年　月　日

横浜市教育委員会教育長

志願者氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

平成　年　月　日までに次の場所に転居します。

なお、転居を取りやめる場合は、横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校への入学を辞退します。

転居先住所 \_\_\_\_\_

### 同居同意書

(横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校)

平成　年　月　日

横浜市教育委員会教育長

私、\_\_\_\_\_は、平成　年　月　日より、志願者\_\_\_\_\_及び  
その保護者\_\_\_\_\_と同居することに同意しています。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

第9号様式

<p style="text-align: center;"><b>入 学 辞 退 届</b> (横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校)</p>	
平成 年 月 日	
横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校長	
受検番号	番
<u>志願者氏名</u>	
保護者氏名	印
入学を辞退します。	

第10号様式

<p style="text-align: center;"><b>志 願 取 消 届</b> (横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校)</p>	
平成 年 月 日	
横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校長	
受検番号	番
<u>志願者氏名</u>	
保護者氏名	印
志願を取り消します。	

**横浜市教育委員会事務局 指導部 高校教育課**

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL 045-671-3743

FAX 045-640-1866

**平成 31 年度**

**横浜市立南高等学校附属中学校の  
入学者の募集及び決定に関する要項**

**平成 30 年5月**

**横浜市教育委員会**

## 目次

平成 31 年度横浜市立南高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する日程	2
平成 31 年度横浜市立南高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項	3
1 募集定員、志願等	3
(1) 募集定員	
(2) 志願資格	
(3) 通学区域	
(4) 志願手続	
(5) 受検票の郵送	
2 検査の方法等	4
(1) 検査	
(2) 検査日時等	
(3) 海外からの移住者等を保護者とする受検者についての受検方法等の取扱い	
(4) 障害等のある受検者についての受検方法の取扱い	
(5) 資料が整わない受検者についての取扱い	
(6) 合格者の決定及び合格発表期日	
(7) 繰上げ合格	
3 教育長の承認	5
(1) 教育長の承認（入学志願資格及び学区確認）を必要とする者	
(2) 教育長の承認（入学志願資格及び学区確認）を必要とする者の手続	
(3) 教育長の承認（学区確認のみ）を必要とする者	
(4) 教育長の承認（学区確認のみ）を必要とする者の手続	
(5) 承認申請期間、受付時間及び提出先	
(6) 承認書・通知書の交付	
4 入学手続等	6
(1) 入学許可	
(2) 入学許可の取消し	
(3) 入学手続	
(4) 入学手続未了者の入学の許可の取消し	
(5) 入学辞退の手続	
(6) 繰上げ合格者の入学手続	
5 その他	6
(1) 志願取消の手続	
(2) 志願状況等の問合せ対応	
(3) その他	
〈様式等〉	7

平成 31 年度横浜市立南高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する日程

平成 30 年 12 月		平成 31 年 1 月		平成 31 年 2 月	
1 土		1 火	元旦	1 金	
2 日		2 水		2 土	
3 月	志願資格承認申請期間 学区確認申請期間	3 木		3 日	適性検査
4 火		4 金	志願資格承認書・学区確 認結果通知書交付	4 月	
5 水		5 土		5 火	
6 木		6 日		6 水	
7 金		7 月		7 木	
8 土		8 火		8 金	
9 日		9 水	志願受付期間	9 日	
10 月		10 木		10 日	合格発表(締切)及び合格 入学手続 入学手続
11 火		11 金	↓ ↓	11 月	建国記念日
12 水		12 土		12 火	
13 木		13 日		13 水	
14 金	↓	14 月	成人の日	14 木	
15 土		15 火		15 金	
16 日		16 水		16 土	
17 月		17 木	受検票交付期間	17 日	
18 火		18 金		18 月	
19 水		19 土		19 火	
20 木		20 日		20 水	
21 金		21 月		21 木	↓
22 土		22 火		22 金	
23 日	天皇誕生日	23 水	↓	23 土	
24 月	振替休日	24 木		24 日	
25 火		25 金		25 月	
26 水		26 土		26 火	
27 木		27 日		27 水	
28 金		28 月		28 木	
29 土		29 火			
30 日		30 水			
31 月		31 木			

# 平成31年度横浜市立南高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項

平成31年度横浜市立南高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定は、次のとおりとする。

## 1 募集定員、志願等

### (1) 募集定員

横浜市立南高等学校附属中学校 160名（男女 おおむね各80名）

### (2) 志願資格

横浜市立南高等学校附属中学校（以下「附属中学校」という。）に入学を志願しようとする者（以下「志願者」という。）は、次のアからウのいずれかに該当する者であって、かつ、志願者本人及びその保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）が神奈川県内に住所を有する者とする。

ただし、後記3(1)に定める横浜市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を必要とする者であって、その承認を受けた者は、県内に住所を有する者とみなす。

ア 小学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校の前期課程（以下「小学校等」という。）

を平成31年3月31日までに卒業する見込み又は修了する見込みの者

イ 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を平成31年3月31日までに修了する見込みの者

ウ 外国において、学校教育における6年の課程を平成31年3月31日までに修了する見込みの者

### (3) 通学区域

ア 通学区域（以下「学区」という。）は、横浜市内全域とする。

イ 現に在籍している小学校等の校長の同意を得たもので、附属中学校の校長（以下「附属中学校長」という。）が入学を認めた場合には、学区外から就学することができる。この場合において入学を許可される者の数は、募集定員の30パーセントの範囲内とする。

### (4) 志願手続

ア 他の公立の中等教育学校又は併設型の中高一貫教育校の中学校に志願した者又は志願予定者の志願は認めない。

イ 志願者は、「入学願書（第1号様式）」及び「調査書（第2号様式）」を、受検票返送用封筒とともに所定の封筒に入れて、附属中学校長に簡易書留により郵送しなければならない。なお、一度郵送された出願書類等は、いかなる事情があっても返還しない。

ウ 志願者は、横浜市教育委員会が別に定める入学選考手数料を、市が指定する金融機関において事前に納付し、その収入済証明書を入学願書に貼付する。なお、一度納入された入学選考手数料は、いかなる事情があっても返還しない。

エ 入学志願資格について、教育長の承認を受けた場合、志願の際には「入学志願資格承認書及び学区確認結果通知書（第4号様式）」を入学願書と併せて郵送しなければならない。

オ 学区確認について、教育長の承認を受けた場合、志願の際には「学区確認結果通知書（第6号様式）」を入学願書と併せて郵送しなければならない。

カ 海外から移住してきた者及び永住するために海外から引き揚げてきた者（以下「海外からの移住者等」という。）を保護者とする志願者（前記(2)に該当する者であって、かつ、原則として、平成31年2月1日現在で移住後又は引き揚げ後3年以内の者）のうち受検方法等について教育長の承認を受けようとする者は、「海外からの移住者等を保護者とする志願者の受検方法等申請書（第7号様式）」を入学願書と併せて郵送しなければならない。

キ 障害等のある志願者のうち、受検方法等について教育長の承認を受けようとする者は、「受検方法等申請書（第8号様式）」を入学願書と併せて郵送しなければならない。

ク 受付期間は、平成31年1月9日（水）から1月11日（金）までとする。（当該期間内の消印有効。）

### (5) 受検票の郵送

ア 附属中学校長は、郵送された入学願書等の内容を速やかに審査し、所要の事項を記入したうえで、受検票の受付確認印欄に押印し、簡易書留により志願者に受検票を郵送する。

イ 受検票は、平成31年1月23日（水）までに到着するよう志願者に郵送する。

## 2 検査の方法等

### (1) 検査

附属中学校長は、適性検査を行う。

### (2) 検査日時等

適性検査は、平成31年2月3日（月）に行う。検査会場は、附属中学校とする。ただし、志願者数により会場を追加・変更する場合がある。また、内容及び時間は、次のとおりとする。なお、志願者に郵送する受検票に、検査会場及び集合時間を明記する。

内 容	時 間	所要時間
集 合	8：35	—
検査についての注意	8：40～8：50	10分
適 性 検 査 I	9：00～9：45	45分
適 性 検 査 II	10：15～11：00	45分
連 絡	11：05～11：10	5分

\* 適性検査I：文章・図・表やデータなど与えられた資料を的確に読み解き、課題をとらえて適切に表現する力をみる。

適性検査II：自然科学的な問題や数理的な問題を分析し考察する力や、解決に向けて思考・判断的確に表現する力をみる。

### (3) 海外からの移住者等を保護者とする受検者についての受検方法等の取扱い

海外からの移住者等を保護者とする受検者の検査の実施は、通常の受検者と同一の方法とする。ただし、「海外からの移住者等を保護者とする志願者の受検方法等申請書（第7号様式）」を提出した者のうち、教育長が通常の方法では受検が困難と認める者については、適切な取扱いを講じるものとする。

### (4) 障害等のある受検者についての受検方法の取扱い

障害等のある受検者の検査の実施は、通常の受検者と同一の取扱いとする。ただし、「受検方法等申請書（第8号様式）」を提出した者のうち、教育長が通常の方法では受検が困難と認める者については、適切な取扱いを講じるものとする。

### (5) 資料が整わない受検者についての取扱い

資料が整わない受検者については、適性検査や、参考にできる資料を活用し、適正に選考するものとする。

### (6) 合格者の決定及び合格発表期日

#### ア 合格者の決定

附属中学校長は、適性検査の結果及び志願者が提出した「調査書（第2号様式）」による総合的選考を行い、選考結果が上位の者から男女おおむね各80名を合格者として決定する。

#### イ 合格発表期日

附属中学校長は、平成31年2月10日（日）午前10時に、合格者の受検番号を校内に掲示するとともに、同校が管理するホームページに掲載する。

#### ウ 合格通知書

附属中学校長は、合格者に対して、合格通知書を交付する。

### (7) 線上げ合格

ア 附属中学校長は、合格者の発表後平成31年2月21日（木）午後3時までの間に、後記4(4)及び(5)等の事由により募集定員に欠員が生じた場合は、当初の合格者に加えて合格者を決定する。（以下、「線上げ合格者」という。）

イ 線上げ合格者については、前記(6)アによる選考結果の当初の合格者の次の順位の者から順にあらかじめ定める者の中から、本人の意思を確認した上で決定する。

### 3 教育長の承認

前記1(4)エ及びオに定める教育長の承認を必要とする者及び手続については、次のとおりとする。

#### (1) 教育長の承認（入学志願資格及び学区確認）を必要とする者

- ア 県外から神奈川県内に転居予定の者（志願者及び保護者が平成31年4月1日までに県内に居住する予定の者）  
イ その他、特別な事情があると教育長が認める者

#### (2) 教育長の承認（入学志願資格及び学区確認）を必要とする者の手続

前記(1)に該当する者は、「入学志願資格承認及び学区確認申請書（第3号様式）」に、次に掲げる書類を提示又は添付し、教育長に申請しなければならない。なお、郵送による申請は認めない。

ア 前記(1)アに該当する者

- (ア) 転居予定先の住所を確認できる次のaからeまでのいずれかの書類又はその写し  
a 家屋の登記簿謄本または、登記事項証明書  
b 建築確認済証、建築確認申請台帳記載証明書、入居決定通知書、売買契約書のいずれか  
c 公団住宅、公舎、社宅へ入居する場合は、その管理者の証明書  
d 家主との契約書（契約予定を含む。）  
e その他、転居の事実を証明できるもの  
(イ) 転居取りやめの時には入学を辞退する旨の「念書（第9号様式）」  
(ウ) 前記(7)の書類の所有名義人又は賃借名義人が志願者の保護者でない場合は、いずれかの名義人による「同居同意書（第10号様式）」  
イ 前記(1)イに該当する者  
その事実を証明できるもの

#### (3) 教育長の承認（学区確認のみ）を必要とする者

- ア 県内での転居予定の者（志願者及び保護者が平成31年4月1日までに横浜市内から市外又は市外から市内に転居する予定の者。ただし、市内から市内又は市外から市外での転居予定である場合は除く。）  
イ 志願者及び保護者の住所と、志願者の在籍する小学校若しくは義務教育学校の所在地が異なる地域（住所が市内での在籍する小学校若しくは義務教育学校の所在地が市外又は住所が市外での在籍する小学校若しくは義務教育学校の所在地が市内）にある公立小学校若しくは公立義務教育学校の在籍者

#### (4) 教育長の承認（学区確認のみ）を必要とする者の手続

前記(3)に該当する者は、「学区確認申請書（第5号様式）」に、次に掲げる書類を提示又は添付し、教育長に申請しなければならない。なお、郵送による申請は認めない。

ア 前記(3)アに該当する者

- (ア) 転居予定先の住所を確認できる次のaからeまでのいずれかの書類又はその写し  
a 家屋の登記簿謄本または、登記事項証明書  
b 建築確認済証、建築確認申請台帳記載証明書、入居決定通知書、売買契約書のいずれか  
c 公団住宅、公舎、社宅へ入居する場合は、その管理者の証明書  
d 家主との契約書（契約予定を含む。）  
e その他、転居の事実を証明できるもの  
(イ) 転居取りやめの時には入学を辞退する旨の「念書（第9号様式）」  
(ウ) 前記(7)の書類の所有名義人又は賃借名義人が志願者の保護者でない場合は、いずれかの名義人による「同居同意書（第10号様式）」  
イ 前記(3)イに該当する者  
志願者本人及び保護者の住民票の写し等

#### (5) 承認申請期間、受付時間及び提出先

承認申請期間	受付時間	提出先
平成 30 年 12 月 3 日（月）から 12 月 14 日（金）まで (土曜日、日曜日を除く。)	午前 9 時から正午まで 及び 午後 1 時から午後 4 時まで	横浜市教育委員会事務局 指導部高校教育課 (関内駅前第一ビル 5 階) 横浜市中区真砂町 2-12 TEL 045-671-3743

\* なお、教育長は必要があると認める場合、承認申請期間以降であっても、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）を除き、平成 31 年 1 月 11 日（金）の午前中までは、承認申請を受け付ける。

#### (6) 承認書・通知書の交付

教育長は、申請の事由が適当であると認めた者に対して、「入学志願資格承認書及び学区確認結果通知書（第 4 号様式）」又は「学区確認結果通知書（第 6 号様式）」を交付する。

### 4 入学手続等

#### (1) 入学許可

入学の許可は、合格者に附属中学校長が合格通知書を交付することによって行う。

#### (2) 入学許可の取消し

附属中学校長は、志願又は入学者決定のための適性検査等の際に不正行為のあった者に対しては、入学を許可しないものとし、入学の許可後に不正行為が判明した者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

#### (3) 入学手続

合格者は、平成 31 年 2 月 10 日（日）午前 10 時から午後 5 時まで及び 2 月 11 日（月・祝）午前 9 時から午後 3 時までに、別に定める誓約書を附属中学校長に提出しなければならない。

#### (4) 入学手続未了者の入学の許可の取消し

附属中学校長は、前記(3)の手続を行わなかった者に対しては、入学の許可を取り消すものとする。

#### (5) 入学辞退の手続

合格者が合格発表後に入学を辞退する場合は、「入学辞退届（第 11 号様式）」を、速やかに附属中学校長へ提出しなければならない。

#### (6) 繰上げ合格者の入学手続

繰上げ合格者は合格通知書受領後、速やかに前記(3)に定める入学手続を行う。

### 5 その他

#### (1) 志願取消の手続

志願者が合格発表前に志願を取り消す場合は、「志願取消届（第 12 号様式）」を速やかに附属中学校長に提出しなければならない。

#### (2) 志願状況等の問合せ対応

附属中学校長は、この要項において定める場合のほか、志願者数、合格者名等の入学者の募集及び決定に関する問合せには一切応じないものとする。

#### (3) その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

平成31年度 入学願書  
(横浜市立南高等学校附属中学校)

横浜市立南高等学校附属中学校長

貴校に入学を志願します。

平成31年1月 日

現住所(転居予定の場合、転居先住所を合わせて記入すること)  
〒

受検番号	※
------	---

写真
----

正面上半身脱帽  
縦4cm・横3cm  
出願前か月以内に  
撮影したもの  
白黒・カラーいずれも可

平成31年度

## 受検票

(横浜市立南高等学校附属中学校)

写真
----

正面上半身脱帽  
縦4cm・横3cm  
出願前3か月以内に  
撮影したもの  
白黒・カラーいずれも可

写真

正面上半身脱帽  
縦4cm・横3cm  
出願前3か月以内に  
撮影したもの  
白黒・カラーいずれも可

※ 受付済認印
※ 指定の納付書で入学選手料を納付し、収入済證明書を領書の裏面貼付欄にしっかりとのり付けをすること。
受検票 筆記用具

※ 指定の納付書で入学選手料を納付し、収入済證明書を領書の裏面貼付欄にしっかりとのり付けをすること。
受検票 筆記用具

&lt;記入上の注意&gt;

- ※印欄には記入しないこと。
- 貼付する写真は、入学願書と受検票に同じものを使用すること。
- 写真裏面に志願者の氏名と在籍学校名を記入し、全面にのり付けをすること。
- 性別の欄は、男女いずれかの字句を記入すること。
- 指定の納付書で入学選手料を納付し、収入済證明書を領書の裏面貼付欄にしっかりとのり付けをすること。

(入學選考手數料收取入濟證明書 貼付欄)

受検番号	※
------	---

## 調査書

志願先	横浜市立南高等学校附属中学校
-----	----------------

(注)

- ① 「各教科の学習の記録」の「第5学年」の欄へは、「児童指導要録」の各教科の評定を、「3・2・1」の3段階で記入する。
- ② 「各教科の学習の記録」の「第6学年」の欄へは、第6学年の4月から12月までを対象とした評価を行い、各教科の評定を、「3・2・1」の3段階で記入する。
- ③ 入学等の欄は、現在籍校に入学または転編入学した年月等を記載し、入学・転入学・編入学のいずれかを○で囲む。
- ④ 誤記訂正の場合は、訂正箇所に記載者の印を押し、訂正する。
- ⑤ ※の欄には記入しない。

学籍の記録	フリガナ				性別
	児童氏名				
	生年月日	平成 年 月 日			
	現住所				
	入学等	平成 年 月 入学 第 学年 転入学 第 学年 編入学			
	卒業	平成 年 月 卒業(修了)見込			

各教科の学習の記録									
学年	教科	国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作	家庭	体育
	第5学年								
第6学年									

記載者氏名

印

上記記載事項に相違ありません。

また、当該児童が他の公立の中等教育学校または併設型の中高一貫教育校の中学校に志願しないことを証明します。

平成 年 月 日  
学校住所 〒

学校名

校長氏名

印

入学志願資格及び学区確認受付番号

※

**入学志願資格承認及び学区確認申請書**  
(横浜市立南高等学校附属中学校)

平成 年 月 日

横浜市教育委員会教育長

志願者氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

次の事情により、横浜市立南高等学校附属中学校への志願について、入学志願資格承認申請及び学区確認申請をします。

## 1 志願者及び保護者の氏名・現住所(転居予定先)等

志願者	氏名	現住所
	生年月日 平成 年 月 日	転居予定住所(予定期日 平成 年 月 日)
保護者	父 氏名	現住所 転居予定住所(予定期日 平成 年 月 日)
	母 氏名	現住所 転居予定住所(予定期日 平成 年 月 日)
		現住所 転居予定住所(予定期日 平成 年 月 日)

2 在籍学校名 立 学校

3 申請に関する事由(具体的に記入すること。欄が足りない場合は別紙添付可。)

## ※[学校長の副申欄]

本校在籍の志願者 \_\_\_\_\_ の横浜市立南高等学校附属中学校への志願について、上記の記載事項に相違ありません。また、当該児童が他の公立の中等教育学校又は併設型の中高一貫教育校の中学校に志願しないことを証明します。(特別な事情がある場合には以下に具体的に記入してください。欄が足りない場合は別紙添付可。)

(記入欄)

平成 年 月 日

 学校名  
 校長氏名  
 所在地  
 電話番号

印

※ 提示又は 添付書類	1 住所が確認できる書類又は転居に関する証明書等	2 念書(第9号様式)
	3 同居同意書(第10号様式)	4 その他( )

(注1) この申請書は、横浜市立南高等学校附属中学校へ志願しようとする者で、かつ教育長の承認(入学志願資格及び学区確認)を必要とする者が提出すること。

(注2) ※印の欄には記入しない。

入学志願資格承認書及び学区確認結果通知書  
(横浜市立南高等学校附属中学校)

平成 年 月 日

様

横浜市教育委員会教育長 印

平成31年度横浜市立南高等学校附属中学校の志願資格について承認します。  
なお、横浜市立南高等学校附属中学校への志願について、学区内・学区外の扱いとすることを併せて通知します。

(注)この承認書及び通知書を、入学願書を郵送する際に同封すること。

学区確認受付番号

※

## 学区確認申請書

(横浜市立南高等学校附属中学校)

平成 年 月 日

横浜市教育委員会教育長

志願者氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

下記の事情により、横浜市立南高等学校附属中学校への志願について、学区確認申請をします。

## 1 志願者及び保護者の氏名・現住所(転居予定先)等

志願者	氏名	現住所
	生年月日 平成 年 月 日	転居予定住所(予定期日 平成 年 月 日)
保護者	父 氏名	現住所
		転居予定住所(予定期日 平成 年 月 日)
	母 氏名	現住所
		転居予定住所(予定期日 平成 年 月 日)
		現住所
		転居予定住所(予定期日 平成 年 月 日)

2 在籍学校名 立 学校

3 申請に関する事由(具体的に記入すること。欄が足りない場合は別紙添付可。)

[ ]

## ※[学校長の副申欄]

本校在籍の志願者 \_\_\_\_\_ の横浜市立南高等学校附属中学校への志願について、上記の記載事項に相違ありません。

また、当該児童が他の公立の中等教育学校又は併設型の中高一貫教育校の中学校に志願しないことを証明します。

平成 年 月 日

学校名

校長氏名

所在地

電話番号

印

※ 提示又は 添付書類	1. 住所が確認できる書類又は転居に関する証明書等 3 同居同意書(第10号様式)	2 念書(第9号様式) 4 その他( )
----------------	--	-------------------------

(注1) この申請書は、横浜市立南高等学校附属中学校へ志願しようとする者で、かつ教育長の承認(学区確認のみ)を必要とする者が提出すること。

(注2) ※印の欄には記入しない。

**学区確認結果通知書**  
(横浜市立南高等学校附属中学校)

平成 年 月 日

様

横浜市教育委員会教育長 印

平成31年度横浜市立南高等学校附属中学校への志願について、学区内・学区外の扱いとすることを通知します。

(注)この通知書を、入学願書を郵送する際に同封すること。

海外からの移住者等を保護者とする志願者の受検方法等申請書

(横浜市立南高等学校附属中学校)

平成 年 月 日

横浜市教育委員会教育長

志願者氏名

保護者氏名

住所

横浜市立南高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項の1(4)に規定する志願者の受検方法等について次のとおり申請します。

1 帰国(入国)後の状況(具体的に記入してください。)

帰国(入国)年月日	平成 年 月 日	帰国(入国)前の国名	
帰国(入国)後の編入学校名			
帰国(入国)後の編入学年			

2 適性検査の実施にあたり配慮してほしい事項(箇条書きで記入してください。)

[Large empty box for writing responses.]

3 申請理由(具体的に記入してください。)

[Large empty box for writing reasons.]

4 学校長の所見

上記の受検上の方法等が必要であると考えます。

(申請内容について追加することがあれば記入してください。)

平成 年 月 日

学校名

校長氏名

所在地

電話番号

印

**受検方法等申請書**  
(横浜市立南高等学校附属中学校)

平成 年 月 日

横浜市教育委員会教育長

志願者氏名

保護者氏名

住所

横浜市立南高等学校附属中学校の入学者の募集及び決定に関する要項の1 (4)キに規定する志願者の受検方法等について次のとおり申請します。

1 適性検査の実施にあたり配慮してほしい事項 (箇条書きで記入してください。)

2 申請理由 (具体的に記入してください。)

車椅子使用の有無 (該当する方に○印をつけてください。)

有 無

3 学校長の所見

上記の受検上の方法等が必要であると考えます。

(申請内容について追加することがあれば記入してください。)

平成 年 月 日

学校名

校長氏名

所在地

電話番号

印

念 嘲

(横浜市立南高等学校附属中学校)

平成 年 月 日

横浜市教育委員会教育長

志願者氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日までに次の場所に転居します。

なお、転居を取りやめる場合は、横浜市立南高等学校附属中学校への入学を辞退します。

転居先住所 \_\_\_\_\_

同 居 同 意 書

(横浜市立南高等学校附属中学校)

平成 年 月 日

横浜市教育委員会教育長

私、\_\_\_\_\_は、平成 年 月 日より、志願者 \_\_\_\_\_ 及び  
その保護者 \_\_\_\_\_ と同居することに同意しています。

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

第 11 号様式

入学辞退届  
(横浜市立南高等学校附属中学校)

平成 年 月 日

横浜市立南高等学校附属中学校長

受検番号 \_\_\_\_\_ 番

志願者氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

入学を辞退します。

第 12 号様式

志願取消届  
(横浜市立南高等学校附属中学校)

平成 年 月 日

横浜市立南高等学校附属中学校長

受検番号 \_\_\_\_\_ 番

志願者氏名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

志願を取り消します。

**横浜市教育委員会事務局 指導部 高校教育課**  
〒231-0017 横浜市中区港町1-1

TEL 045-671-3743  
FAX 045-640-1866